

申告に必要な持ち物

- ☑ スマートフォン
- ☑ 源泉徴収票など所得金額の計算に必要な書類
- ☑ 社会保険料^{※1}・生命保険料・地震保険料、医療費の明細書^{※2}など控除に必要な証明書

※1 納付済額のお知らせ

令和7年中の国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付税額を1月下旬に郵送します。

☎ 収納課 ☎22-1128

※2 医療費控除には「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

明細書は、市民税課、富士税務署の窓口または国税庁ウェブサイトでダウンロードできます。

医療費の領収書は、後日税務署から提出を求められる場合があります。5年間保管してください。

※医療保険者から交付を受けた「医療費通知」を添付すると、医療費控除明細書の記入を省略できる場合があります。

- ☑ 預金口座(本人名義)が分かるもの

※確定申告で還付が出た場合

- ☑ 前年分の申告書の本人控え ※ある人のみ

- ☑ マイナンバーカード

【持っていない人は】

個人番号確認書類(マイナンバー通知カードやマイナンバー入りの住民票など)と公的機関で発行された写真付の本人確認書類^{※3}(運転免許証、在留カード、身体障害者手帳など)

※3 本人確認書類で写真のないものは2種類の書類が必要です。

住宅ローン控除を受ける人は

借入した金融機関から送られる「住宅ローンの年末残高証明書」、家屋の売買(請負工事)契約書の写しなど、要件により必要な書類が異なります。

詳しくはこちら



代理の人が申告する場合は

委任状、申告者の個人番号確認書類、代理人の本人確認書類が必要です。